



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.87

発行：東濃西部広域行政事務組合

消費生活相談窓口-一人で悩まず気軽に相談を-

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってケガをした」などの消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて相談できる窓口をご存じですか。

消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて一緒に考え、場合によっては交渉のお手伝い（あっせん）をすることもあります。

相談するには契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモや、トラブルが起きた際の写真などを用意しておくとうよいでしょう。

相談は無料ですが、通話料金は相談者負担です。相談員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く相談することが大切です。



こんな相談ありました



認知症で独居の高齢者の家に、大量の薬が入った配置薬ケースが見つかった。この高齢者は持病を持っており、処方薬以外の服用は禁止されている。これまで長い間、配置薬を服用し続けていたようだ。

配置薬は、配置された薬を消費者が使用したときにその薬の契約をしたことになり、支払い義務が発生するものです。

薬が常備されていることは安心ですが、判断能力が不十分な方のご家庭にある場合は、見守りの方が十分注意を払い、服用状況を確認してください。多量の摂取、不必要な使用が懸念されます。

10月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	20件
訪問販売	10件
訪問購入	3件
通信販売	33件
連鎖販売	8件
電話勧誘	10件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	10件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業